

表 1. 1 低濃度PCB廃棄物の区分

	低濃度PCB廃棄物	
	I 微量PCB汚染廃電気機器等	II 低濃度PCB含有廃棄物
①低濃度PCB廃油	イ 微量PCB汚染絶縁油 (電気機器又はOFケーブルに使用された絶縁油であって微量のPCBに汚染されたもの)	ロ 低濃度PCB含有廃油 (PCB濃度が5,000mg/kg以下の廃油等) (主として液状物)
②低濃度PCB汚染物	イ 微量PCB汚染物 (微量PCB汚染絶縁油によって汚染されたもの)	ロ 低濃度PCB含有汚染物 ・PCB濃度が5,000mg/kg以下の汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類 ・金属くず、陶磁器くず、コンクリート破片等の不要物(金属くず等)に付着したもののPCB濃度が5,000mg/kg以下のもの (主として固形物)
③低濃度PCB処理物	イ 微量PCB処理物 (①イ、②イを処分するために処理したもの)	ロ 低濃度PCB含有処理物 (PCB廃棄物を処分するために処理したものであって、PCB濃度が5,000mg/kg以下のもの(金属くず等は付着物のPCB濃度をいう。))